

2021 年 4 月 20 日

学校法人 近畿大学  
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合  
執行委員長 阪本 洋三

### 団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、4月16日付学長文書の不徹底を抗議し感染対策の改善を求めるとともに、大学関係者の新型コロナウイルス感染者情報の公開を要求する。具体的には以下の通りである。

1. 貴法人は、4月16日付学長文書「東大阪キャンパス 令和3年度 教育・研究活動の実施について（改訂）」において、「原則オンライン授業、一部対面授業」という方針を打ち出した。しかし、東大阪キャンパスの多くの学部でこれと矛盾する方針で対面授業が行われている。学長文書をどう解釈しても、各学部で採用している「原則対面」「隔週対面」「対面率何割目標」という運用になるとは思えないが、教務委員会を中心とする現場の教員が安全性の観点からどれだけ意見を述べても、各学部執行部・事務部は示し合わせたかのように、上記のような到底「一部」とは言えない数の授業を対面形式で実施する方針を打ち出している。このことにつき、全学の会議で各学部「原則対面」という従来の方針を指示しているという情報が寄せられているが、そのことに間違いはないか確認したい。もし、春以降は感染状況も落ち着くのではないかという甘い見通しに基づいて策定した方針を、感染者が急増している現時点においても変更していないのだとすれば、貴法人に大学を運営する資格はない。何より、学長文書とは異なる内容を密かに指示し、現場の教員にすらそのことを説明しないという不誠実な進め方は、教員軽視も甚だしい。厳重に抗議する。
2. 臨時休講の間に方針が二転三転し、また授業再開直前になって大学が示す方針と矛盾する非常にわかりにくい方針が各学部で示されたため、教員も学生も混乱したまま19日の授業再開を迎えたことで、種々のトラブルが起こった。例えば、学生が自宅でオンライン授業を受講できると思っていたのに、当該授業はハイフレックスではない対面のみ授業であるため受講することができなかつたり、当日まで対面かオンラインかわからなかつたり等である。授業をする側も受ける側も、相応の準備の必要があるので、なるべく早めに明瞭な方針を示すよう求める。
3. このような状況であるから、例えば、再開後はオンライン授業であると認識した教員が、学生にもそのように告知したというケースもあった。この件については、学部教務

委員の了承も得ていたのであるが、事務部の一存で対面に変更するよう強要された。また、事務職員が対面授業をしているのかを確認するため各教室を回ってチェックしているという報告もある。授業形態も含め授業の進め方は各教員の裁量に委ねるべきであるし、突然にやり方を変えるよう指示されても対応できるとは限らない。何より、「原則オンライン」という大学の方針に従った教員が、なぜこのような理不尽な対応を迫られなければならないのか。混乱をきたしただけでなく、教育への理不尽な介入すら行われているこの現状に対し、貴法人の見解を示せ。

4. 授業再開後も、相変わらず感染対策は十分とは言えない状況である。一部の学部では、各教室にアルコールジェルすら配置しておらず、感染対策が不十分である。また、教室によっては窓が閉まっているため、入室時に CO2 測定器が 1000ppm を超えていることもあった。しかも学生たちは、そのような教室で歓談している。対面授業をするなら、感染防止対策教育を徹底すべきである。一方で、ダンボール紙にプラスチックシートをはめ込んだタイプのパーティションを配備している教室もあるが、それを机上に置くと、教員からは学生の顔が、学生からは教員の顔と黒板がほとんど見えず、非常に不便である。支障なく対面授業を実施するために、透明の亚克力板を用意せよ。
5. これまで何度も要求してきたように、対面授業を行うのであれば当該授業を担当する教員と出席する学生への頻回の PCR 検査は必須であり、直ちに実施することを求める。しかし、PCR 検査の準備に相応の時間がかかるであろうこと、4で示したように感染対策が不十分であること、そして現在の全国的な感染拡大状況等を併せ考えるならば、当面は全キャンパスを全面オンライン授業とし、その間に対策を進め、安心・安全な対面・オンライン併用授業の再開準備をすることが現実的である。
6. 大学関係者の詳細な感染者情報の公開を求める。貴法人は昨年8月と11月に感染者情報を大学ホームページで公開したが、いずれも全キャンパスでの累計人数を示すのみで、具体性に欠けるものであった。11月の公開情報では、「キャンパス内での感染は確認されておらず」としていたものの、その時点で、対面授業に出席していた学生がその数日後に陽性反応が出たというケースも確認されていることを考えれば、非常に危機感の薄いものであったと言わざるを得ない。いたずらに危機感を煽る必要はないが、キャンパス内は安全だという誤解を招いてはいけない。感染者のプライバシーに十分な配慮をしつつ、感染拡大を防ぐためにも、感染者情報（感染者の所属キャンパス、陽性判定日、感染経路、症状、学内での行動状況）、累計感染者数、クラスター発生の有無をリアルタイムで公開し、併せて濃厚接触の可能性のある教職員・学生全員を対象としてPCR検査を行える体制を整えること。なお、学生に感染者が出た場合、当該学生が所属する学部の教員全員に対して直ちにメールで通知すること。本組合は、現在、複数の学部で感染者が出ているという報告を受けているが、こうした情報は学内でほとんど共有されていない。
7. 貴法人は、3月29日に柔道部におけるクラスター発生について情報公開をしたが、大学内において発生したクラスター情報の公開基準を説明せよ。本組合は、クラスター

情報がこれのみであることから、これ以外にクラスターは発生していないと認識しているが、そのことに間違いはないか。仮に、一部の情報のみを公開しているとすれば、公開基準を明示せよ。基準を示さぬまま限定的に公開しているのだとすれば、それ以外にクラスターは発生していないという誤解を招くことになり、非常に危険である。

8. 和歌山キャンパスでは4月15日に複数の感染者が確認されたことで、16・17日を休講とし、19日から24日まで全授業をオンラインにした。複数の感染者が確認された場合、すべてのキャンパスで同様の対応をするのか、それともキャンパス・状況によって異なるのか、理由と併せて説明せよ。
9. 4月13日が回答期限になっていた授業形態についての学生アンケートの結果を直ちに開示せよ。なお、4月7日の中間集計の時点では、講義科目については全学年平均で約3/4がオンライン授業を希望しているという結果であったとの情報が寄せられていることを申し添える。
10. UNIPAで配信された「令和3年度学内入構制限措置（施設利用）対応表 ver.1.0」は、学内における活動区分を「政府・文部科学省・自治体の発令状況」に応じてステージ1～6に分け、ステージごとに授業形態を設定しているが、この区分方法は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令があるかどうかを基準としており、政治的判断の影響を強く受けるものとなっている。極端なことを言えば、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発令されていなければ、どれだけ感染者が増えようとも教室の収容定員で対面授業を実施することが可能な基準となっている。現在は、1年前の基準であれば緊急事態宣言が出されている状況であり、政治的な判断に左右される基準では意味がない。本組合が近組2021-014号で述べたような客観的な数値を基準にするよう要求する。関連して、上記の対応表に記載されている「感染防止対策」、「十分な感染防止対策」の具体的内容についての説明も求める。また、ステージによっては「必要と認められた科目」は対面での授業を実施することができると記載されているが、必要と認める主体についても回答を求める。最後の点については、最低限、必要と認める主体は授業の担当者でなければならない。
11. 現在、東大阪キャンパスでは学生対象の健康診断を実施しているが、長蛇の列をなして密集している場合もあり、感染対策が十分であるとは思えない。まして、現在の感染拡大状況下では不要不急と言わざるを得ない。当面は、就職活動に健康診断書が必要となる学生だけに限定し、他の学生の健康診断を中止すること。そして再開の際には、日時をより分散させ、十分な感染対策をした上で実施すること。

回答は一週間以内とする。

以上